**業務委託契約書**

株式会社●●●（以下「甲」という）と、株式会社●●●（以下「乙」という）とは、甲の業務委託に関し、以下のとおり契約を締結する。

**第１条（目的）**

本契約は、甲乙相互間の信頼にもとづく公正な取引関係を確立し、甲が乙に対し、第２条の業務を委託し、乙がこれを引き受ける。

**第２条（業務内容）**

１．甲は、次に定める業務（以下「委託業務」という）の全部または一部を乙に委託し、乙はこれを受託する。

１）甲の●●●●●●●●●ならびにそれに付随する一切の業務

２）甲の●●●●●●●●●ならびにそれに付随する一切の業務

３）その他甲乙協議のうえ、決定された業務

２．甲または乙は、必要があるときは委託業務の内容、実施方法等の変更および追加等を行うことができるものとする。この場合、甲乙協議のうえ、委託業務の内容、実施方法、業務委託料などをあらためて決定するものとする。

**第３条（再委託）**

乙は、自社の責任において、委託業務の全部または一部について、第三者に再委託できるものとする。

**第４条（業務委託料および支払方法）**

１．甲は、委託業務にかかる業務委託料を乙に支払うものとし、その金額は月額金●●円（税別）とする。

２．経済事情の変動等により前項の業務委託料が不相当となったときは、甲乙協議のうえ、これを改定できるものとする。

３．第１項の業務委託料は、毎月末締め切り翌月末支払いとし、甲は、乙の指定する銀行口座に振込むことにより支払うものとする。なお、その際の振込手数料は、甲の負担とする。

**第５条（秘密保持）**

１．甲および乙は、本契約に関連して知りえた他の当事者の技術上・経営上の一切の秘密を他の当事者の書面による承諾がない限り、第三者に漏洩または開示してはならない。ただし、以下のものはこの限りでない。

１）他の当事者から知得する以前にすでに所有していたもの

２）他の当事者から知得する以前にすでに公知のもの

３）他の当事者から知得した後に、自己の責によらない事由により公知とされたもの

４）正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務をともなわずに知得したもの

２　前項は、本契約の終了後も効力を有する。

**第６条（不可抗力）**

天災地変その他甲乙双方の責めに帰すべからざる事由により、この契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じたときは、この契約はその部分について、当然に効力を失い、甲および乙は、ともにその責を負わないものとする。

**第７条（契約解除）**

１．甲および乙は、本契約期間中であっても、●●ヵ月の予告期間をもって本契約を解約することができるものとする。

２．前項にもとづく解約については、甲および乙は、相手方に対しその事業に損害が生じないよう配慮するものとする。

**第８条（契約期間）**

本契約の有効期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までの満１年間とする。

**第９条（協議）**

本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

**第1０条（合意管轄）**

甲および乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

**第11条（反社会勢力の排除）**

１．本条において「反社会的勢力」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

１）暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人

２）暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会引導標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、

特殊知能暴力集団又はこれに類する集団又は個人

３）暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為を行う集団又は個人

２．甲又は乙は、反社会的勢力が、本契約の相手方となることを拒絶する。

３．甲又は乙は、本契約が締結された後に、相手方が暴力団を始めとする反社会的勢力であると判明した場合又は相手方が不当な要求行為を行った場合には、何らの催告をしないで本契約を解除することができる。

以上、本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和●年●月●日

甲（住　所）●●●●●●●●●●●●●●●●●●

　●●●●●●●●●●●●●●●●●●

（名　称）株式会社●●●

代表取締役　●●●　　　印

乙（住　所）●●●●●●●●●●●●●●●●●●

　●●●●●●●●●●●●●●●●●●

（名　称）株式会社●●●

代表取締役　●●●　　　印